



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第9回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました



去る9月26日、第9回企業法務セミナー「不正競争防止法って、なに？」が、30名以上の参加者を迎え、無事終了しました。今回の講師は、副所長の田中伸弁護士が務め、参加者ほぼ全員の方から「大変参考になった・参考になった」との高い評価をいただきました。

次回は平成26年1月23日、第10回を記念して、

特別に懇親会も同時開催します。詳細は本紙4ページをご覧ください。



第9回企業法務セミナー(2013/9/26)

弁護士 ON・OFF 第21回

所長・弁護士 山下 江



「弁護士ブログランキング」というものがあるのをご存知でしょうか？

どこが運営しているのか、ぼくもよく知りませんが、「にほんブログ村」というサイトがあり、その中に「士業ブログ」、

さらにその中に「弁護士ブログ」というサイトがあります。

誰でも登録すれば参加できます。参加者数は士業ブログが3564人、その中の弁護士ブログが275人(2013年10月16日現在)。各ブログは、それぞれ人気ランキングとして順位が付けられます。順位は、ブログの中の「弁護士」というバナーをクリックした数によりますが、1日1回有効で1週間の合計クリック数の多さで決定されます。

ぼくは、平成22年2月22日、この年月日にちなみ半ば自虐的に「二番煎じながら・・・」とプロ

グ「なやみよまるく」を開始しました。目的は、弁護士という堅苦しいイメージを払拭し、ぼく自身の身近な生活や活動などを知っていただきたいということでした。順位が次第にあがり、平成24年4月以降は、弁護士ブログランキング、士業ブログランキングとも、ほぼ1位、ときどき2位というように推移しています(16日13時時点で1位)。多くの方に関心をもっていただき、とても感謝しています。「なやみよまるく」で検索すれば、サイトが出てきますので、お暇なときに覗いてもらえれば幸甚です。

順位	画像	ブログ名 / プロフィール / 紹介文 / 最新記事	訪問数	コメント数
1位		広島発！弁護士-山下江の「なやみよまるく」 山下江法律事務所(広島)の開設専用ブログ(0120-7834-09)をブログタイトルにした。 最新記事 10/18 08:49 日本一実業上「なやみよまるく」で検索した記事 7月16日(水)18時10分更新(4747名) 記事数 1 / 登録数 1 (検索条件に一致しない) (ウェブページ) (広島) / 和歌山(橋本町)にて高野幸樹が講演	1820	730
2位		法律を科学する！理系弁護士三平聡史-みずほ中央代表 東京四谷岡生大宮 弁護士志みずほ中央法律事務所代表 提供サービスで最新「法律・裁判例」実務を分析！ 最新記事 10/15 11:30 従業員が仕事に集中！動画サイトへ投稿～動画配信 / 「勝ってみたい」～ビジネスの高知～動画配信サイト / ハロウィーン「夜更」～動画配信サイト / ハロウィーン「昼更」～動画配信サイト / ハロウィーン「夜更」～動画配信サイト / 事故現場撮影(人物写真等)×画像集～動画配信サイト...	1710	2040
3位		弁護士の良心 元金銭専門の弁護士が、日々の反省と自らへの戒めをつづるブログ 鈴木英司の弁護士活動日記 最新記事 10/18 09:01 大手銀行との長い闘い / 最高裁判所からのメッセージ / 「消費生活相談員のための判例集」	900	1180

弁護士ブログランキング全国1位



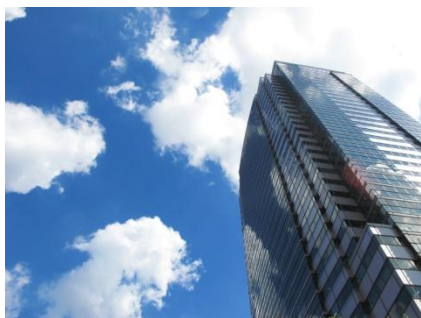
弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第21回

独占禁止法について（2）

不公正な取引方法

不公正な取引方法は、私的独占、不当な取引制限（談合等）と並んで独禁法で禁止される3本柱の一つです。

自由で公正な競争を確保するため、次のような行為が禁止されています。「不公正な取引方法」の主要な類型について、以下述べていきます。



取引拒絶

事業者が、ある特定の事業者に対して、正当な理由がないのに取引を停止したり、注文数量に応じなかったり、その他取引の内容を制限することを「取引拒絶」（ボイコット）といいます。

例えば、小売業者が共同して、メーカーに対して、安売りをしている特定の小売業者に商品を供給しないように要請することです。あるいは、競争者を市場から排除するための手段として取引を拒絶することです。

差別対価・差別的取扱い

地域や取引先によって、著しく異なる価格で

取引をすることを「差別対価」、価格以外の取引条件で著しく有利又は不利に扱うことを「差別的取扱い」と言います。

例えば、有力な事業者が、競争者を排除するために、その競争者と競合する販売地域に限ってダンピングを行ったり、競争者の取引先に対してのみ廉売を行うなどして、競争者の参入を妨げたり市場から排除したりする行為を言います。

不当廉売

正当な理由がないのに、商品の仕入価格以下で販売するなど、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為を「不当廉売」と言います。

例えば、多種類の商品を扱っている大規模小売業者が客寄せのために「目玉商品」として、特定の商品を破格の値段で販売する場合があります。店に来たお客が他の商品も買うので、その店全体としては利益が出ますが、安売りとした商品だけを扱っている周辺の小売業者は、太刀打ちができません。大規模小売業者がこうした行為を継続して行う場合は不当廉売に該当する可能性があります。

ぎまんの顧客誘引

商品の内容や取引条件について、実際のものや競争者のものよりも、著しく優良である、又は有利であると顧客に誤認させることによって、顧客を獲得しようとする行為を「ぎまんの顧客誘引」と言います。



誇大広告や虚偽表示がその典型例ですが、詳しくは「景品表示法」により規制されています。

不当な利益による顧客誘引

正常な商慣習に照らして不当な利益を提供することにより、顧客を獲得しようとする行為を「不当な利益による顧客誘引」と言います。

典型例が過大な景品付き販売ですが、詳しくは「景品表示法」により規制されています。

抱き合わせ販売等

ある商品やサービスを販売するに際し、他の商品やサービスを一緒に購入させる行為を「抱き合わせ販売」と言います。商品と商品を抱き合わせる場合の他、商品とサービスを抱き合わせる場合も含まれます。

「抱き合わせ販売」としてかつて問題となった事例としては、ソフト製作会社が、パソコン製造販売業者に対して、表計算ソフトをパソコンに搭載して出荷する権利を許諾する際に、ワープロソフトを併せて搭載させることにしたものがあります。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第21回 「旅、そして旅」

O. K

一人旅が好きです。この1年で旅した場所。足摺岬、大朝、鞆の浦、大崎上島、湯田、周防大島、大三島、石見銀山、温泉津、出雲・中四国を巡っています。

一人旅ですからさほど綿密な計画を立てることなく気の赴くままに行動し、心のスイッチのON/OFFも自由。公的なことを除き全て自分で選択できるのも魅力。その土地の空気、食べ物、パワーを存分に満喫します。土地の方の優しさに触れることもあります。

日常から離れ、遠い場所に一人身を置き、流れる時間に沿っていると、日頃考え巡らしていたことを意外にも思い出すことなく、たいした問題ではなかったのだと認識したり、逆に日々の雑多なかで適宜ごまかしていたことが心を占め、それが自分にとって大切なことなのだ気づいたり・・・心のお洗濯にもなっています。

さて、私は日常の中でもほんの少し旅ができます。それは料理をしている時。一人で黙々と食材に向かっていて、旅で感じるのと同じ気持ちになることがあります。

もちろん、友達と遊ぶこと、大勢の中にも大好きです。出雲大社の歩き方マップに“生きることすべてが「縁結び」”とありました。縁の中にいて、そのありがたみを知っているからこそ、一人を楽しめるのだと思います。



手づくりWバーガーと旗



法律事情なう

◆第10回記念！企業法務セミナー開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。

第10回：平成26年1月23日（木）

《セミナー》18:30～19:20

講師 所長・弁護士 山下江

“CSR 経営におけるクレーム対応のポイント
～社員と会社の信用を守る～”

《懇親会》19:30～21:00

会場：TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料：顧問会社様1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆FMちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～課外版」のご案内



山下江法律事務所所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、紙屋町のウェストプラザビルで、座談会的法律相談を開催しています。

第8回：平成25年11月20日（水）

- ・離婚しようと思うが、子どもの親権は取れるか？
- ・養育費の決め方



第9回：平成25年12月18日（水）

- ・浮気相手に慰謝料請求できるのですか？
- ・娘が「婚約を破棄したい」と言っている・・・

☞詳細は、当事務所サイト(トップ)お知らせをご参照ください。

◆所長の記事が全国版「帝国タイムス」に連載開始

所長が執筆する「企業法務に役立つ法律知識」という記事が、株式会社帝国データバンクが発行する旬刊「帝国タイムス」という全国版新聞に連載されています。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>10/1「帝国タイムス(全国版)に連載開始！」をご参照ください。

◆所長が広島ホームテレビに出演しました



去る9月7日、所長が広島ホームテレビ「驚き桃の木ナオキの樹」に出演し、相続問題について解説しました。収録は当事務所にて行われました。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>9/4「9月7日(土)10時45分広島ホームテレビ出演」をご参照ください。

◆日弁連事務職員能力認定試験に8名が合格

当事務所の秘書8名が、日弁連の2013年度事務職員能力認定試験に合格しました。これで合格した秘書は当事務所において12名となりました。質の高い法的サービスをご提供できるよう、日々研鑽に努めております。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>9/13「日弁連・事務職員能力認定試験に8名合格！」をご参照ください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応